|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第１条～第２条　（略）（補助の対象及び補助額の算定方法）第３条　補助事業に係る補助対象経費、補助金の交付対象となる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助率及び補助額の算定方法は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、同表補助事業者欄に掲げる「承認を受けることを目的として集約化を行っている事業体」とは、高知県森の工場活性化対策事業実施要領第５条に定める森の工場事業実施計画書を作成し知事に提出した事業体とする。（事業の内容及び採択要件）第４条　補助事業に係る事業の内容及び採択要件は別表第２の採択要件欄に定めるとおりとする。（補助の対象となる経費）第５条　別表第１に掲げる補助対象経費の範囲は、別表第３に定めるとおりとする。（補助金の交付の申請）第６条　補助金の交付の申請をしようとする者は、知事に申請しなければならない。２　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。３　第１項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。４　補助事業者は第２項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて知事に提出しなければならない。（補助金の交付の決定）第７条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 | 高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第１条～第２条　（略）（補助の対象及び補助額の算定方法）第３条　補助事業に係る補助対象経費、補助金の交付対象となる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助率及び補助額の算定方法は、別表第１に定めるとおりとする。（補助金の交付の申請）第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が承認した事業計画に基づき、申請しなければならない。２　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。３　第１項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。（補助金の交付の決定） 第５条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （補助金の交付の決定の取消し）第８条　知事は、補助事業者が別表第４に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。（補助の条件）第９条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(１)　補助金に係る法令、規則、この要綱、実施要領等の規定に従うこと。(２)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して５年間保管すること。(３)　補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。(４)　補助事業によって整備した作業道等を、補助事業の終了の翌年度から起算して５年以内に他の目的に転用する場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。(５)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。(６)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。　　(７)　補助事業の実施に当たっては、別表第４に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。２　前項第５号に規定する知事への報告は、次に掲げるとおりとする。　　(１)　事業実施主体は、あらかじめ事業完了年月日までに別記８号様式による事業完了年月日延期届を作成し、知事に提出しなければならない。　　(２)　知事は、(１)による事業完了年月日延期届を受けた場合は、内容を審査し適当であると認められるときは、これを承認するものとする。（補助金の変更の承認申請）第10条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに、別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。２　前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。(１)　補助事業の中止又は廃止(２)　補助事業の実施路線又は箇所の変更 | （補助金の交付の決定の取消し）第６条　知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。（補助の条件）第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(１)　補助金に係る法令、規則、この要綱、実施要領等の規定に従うこと。(２)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して５年間保管すること。(３)　補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。(４)　補助事業によって整備した作業道等を、補助事業の終了の翌年度から起算して５年以内に他の目的に転用する場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。(５)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。(６)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。　　(７)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。（補助金の変更の承認申請）第８条　補助事業者は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、速やかに、別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。２　前項の変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。(１)　補助事業の中止又は廃止(２)　補助事業の実施路線又は箇所の変更 |
| **改正後** | **改正前** |
| (３)　補助金額の増加又は30パーセント以上の補助金額の減少（遂行状況報告）第11条　規則第10条第１項の規定による遂行状況の報告については、別記第３号様式によるものとし、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。（補助金の交付の決定前の着手）第12条　事業実施主体による対象事業の着手は、原則として、県からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとし、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、別記第４号様式による交付決定前着手届にその理由を具体的に明記した上で知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、グレードアップ事業については、作業道等の機能の回復及び効率的な木材搬出の実施のためにリカバリー事業と一体的に整備しなければならないものに限る。（実績報告）　第13条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の３月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。２　第６条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。（概算払の請求）第14条　規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求する補助事業者は、別記第６号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。（補助金の確定及び返還）第15条　知事は、第13条第１項の規定による補助事業等実績報告書の提出を受理したときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定するものとする。２　知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。(１)　規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。(２)　不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。 | (３)　補助金額の増加又は30パーセント以上の補助金額の減少（遂行状況報告）第９条　規則第10条第１項の規定による遂行状況の報告については、別記第３号様式によるものとし、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。（補助金の交付の決定前の着手）第10条　事業実施主体による対象事業の着手は、原則として、県からの補助金の交付の決定通知を受けて行うものとし、当該年度にやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の前に着手する必要があるときは、別記第４号様式による交付決定前着手届にその理由を具体的に明記した上で知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、グレードアップ事業については、作業道等の機能の回復及び効率的な木材搬出の実施のためにリカバリー事業と一体的に整備しなければならないものに限る。（実績報告）　第11条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第５号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の３月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。２　第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。（概算払の請求）第12条　規則第14条ただし書の規定に基づき概算払を請求する補助事業者は、別記第６号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。（補助金の確定及び返還）第13条　知事は、第11条第１項の規定による補助事業等実績報告書の提出を受理したときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定するものとする。２　知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。(１)　規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。(２)　不正若しくは虚偽の申請をし、又は当該申請によって補助金の交付を受けたとき。 |
| **改正後** | **改正前** |
| (３)　事業完了の翌年度から起算して５年以内に、整備した作業道等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。３　第６条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第13条第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（実績報告に際し第13条第２項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。（書類の経由）第16条　知事に提出する書類は、当該事業地を管轄する林業事務所の長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長）を経由して正副２部を提出しなければならない。（グリーン購入）第17条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（情報の開示）第18条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。（委任）第19条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。附　則　１　この要綱は、平成24年６月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。　２　この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第２号から第４号まで、第13条第２項及び第３項並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則　１　この要綱は、平成25年５月29日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。附　則１　この要綱は、平成26年６月23日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。 | (３)　事業完了の翌年度から起算して５年以内に、整備した作業道等を他の目的に転用した場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、返還額に係る減免について協議することができるものとする。３　第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第11条第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（実績報告に際し第11条第２項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。（書類の経由）第14条　知事に提出する書類は、当該事業地を管轄する林業事務所の長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長）を経由して正副２部を提出しなければならない。（グリーン購入）第15条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（情報の開示）第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。（委任）第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。附　則　１　この要綱は、平成24年６月19日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。　２　この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第２号から第４号まで、第13条第２項及び第３項並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則　この要綱は、平成25年５月29日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成26年６月23日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 附　則１　この要綱は、平成27年４月17日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。附　則　１　この要綱は、平成28年４月12日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。附　則　１　この要綱は、平成29年10月５日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。附　則　１　この要綱は、平成30年４月27日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。 | 附　則この要綱は、平成27年４月17日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。附　則　この要綱は、平成28年４月12日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。附　則　この要綱は、平成29年４月24日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率及び補助額 |
| 林内路網アップグレード事業 | 森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業体又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業体 | 森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの | １　コンクリート路面工定額とし、付表に定めるとおりとする。２　路盤工（敷き砂利）定額とし、次に定めるとおりとする。(1)　幅員 2.5メートル  １メートル当たり700円(2)　幅員 3.0メートル １メートル当たり900円３　改修又は補強事業費の50パーセント以内 |
|  | １　グレードアップ事業 |
| ２　リカバリー事業 | 同上 | 森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの | 復旧又は補修事業費の50パーセント以内 |

（注）「補助率及び補助額」欄の「改修又は補強」及び「復旧又は補修」については、百円未満を切り捨てとし、補助金額を算定する。付表（コンクリート路面工の補助金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 幅員 | コンクリート路面工 | １メートル当たり補助金額計 | 区分 |
| 不陸整正 | 補足材 | 舗装用金網 | 補助金額 |
| 2.5メートル | 有 | 無 | 無 | 4,500 | 4,500 | ① |
| 有 | 5,700 | 5,700 | ② |
| 有 | 無 | 4,800 | 4,800 | ③ |
| 有 | 6,000 | 6,000 | ④ |
| 3.0メートル | 有 | 無 | 無 | 5,400 | 5,400 | ⑤ |
| 有 | 6,900 | 6,900 | ⑥ |
| 有 | 無 | 5,800 | 5,800 | ⑦ |
| 有 | 7,300 | 7,300 | ⑧ |

 | 別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助事業者 | 補助対象経費 | 補助率及び補助額 |
| 林内路網アップグレード事業 | 森の工場づくり事業計画書の承認を受けた林業事業体又は承認を受けることを目的として集約化を行っている事業体 | 森の工場において基幹的な役割が期待される作業道等について、木材運搬車両等の走行性、安全性の向上及び災害対策のためのコンクリートによる簡易舗装若しくは敷き砂利の路面整備又は既設構造物の改修若しくは補強に要する経費で、知事が別に定めるもの | １　コンクリート路面工定額とし、付表に定めるとおりとする。２　路盤工（敷き砂利）定額とし、次に定めるとおりとする。(1)　幅員 2.5メートル  １メートル当たり700円(2)　幅員 3.0メートル １メートル当たり900円３　改修又は補強事業費の50パーセント以内 |
|  | １　グレードアップ事業 |
| ２　リカバリー事業 | 同上 | 森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧又は補修に要する経費で、知事が別に定めるもの | 復旧又は補修事業費の50パーセント以内 |

(注)　事業区分ごとの事業内容及び採択要件については、知事が別に定める高知県林内路網アップグレード事業実施要領によるものとする。付表（コンクリート路面工の補助金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 幅員 | コンクリート路面工 | １メートル当たり補助金額計 | 区分 |
| 不陸整正 | 補足材 | 舗装用金網 | 補助金額 |
| 2.5メートル | 有 | 無 | 無 | 円4,400 | 円4,400 | ① |
| 有 | 5,600 | 5,600 | ② |
| 有 | 無 | 4,800 | 4,800 | ③ |
| 有 | 5,900 | 5,900 | ④ |
| 3.0メートル | 有 | 無 | 無 | 5,300 | 5,300 | ⑤ |
| 有 | 6,700 | 6,700 | ⑥ |
| 有 | 無 | 5,700 | 5,700 | ⑦ |
| 有 | 7,100 | 7,100 | ⑧ |

 |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表第２事業の内容及び採択要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 採択要件 |
| 林内路網アップグレード事業 |  |  |
|  | (1)グレードアップ事業 | 森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等における運搬車両の走行性や安全走行向上のためのコンクリートによる簡易舗装・敷き砂利等の路面整備、既設構造物の改修・補強等 | ア　木材運搬用作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。イ　森の工場内にある既設の作業道であること。ウ　木材運搬用に供するイに連絡した下方道であること。エ　既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は、管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。 |
|  |  | ①コンクリート路面工 | 作業道のコンクリート舗装 | ア　コンクリート舗装の厚さは10センチメートル以上とすること。イ　金網を敷設する場合は、コンクリート舗装用金網とすること。ウ　不陸整正に補足材を使用する場合は、厚さ５センチメートル以上とすること。 |
| ②路盤工（敷き砂利） | 作業道への敷き砂利 | ア　敷き砂利の厚さは10センチメートル以上とすること。イ　材料は、再生砕石を原則とする。ただし、現地の状況によりクラッシャーラン又は現地発生の岩砕・新素材などを使用することができるものとする。　　なお、現地発生の岩砕・新素材などを使用する場合は、あらかじめ県の承認を受けるとともに、補助金額は要綱に定める定額以内とし、使用量及び事業費は積み上げにより管理するものとする。 |
| ③改修及び補強 | トラック運搬等による長期間利用への対応及び災害に備えるための路体等の改修及び補強 | ア　幅員拡幅など木材運搬に支障となる箇所及び支障となる恐れのある箇所の改修であること。イ　部分的な簡易施設を、木材運搬用の車両が安全に通行することができるように機能を向上、又は災害に備えるための改修や補強であること。ウ　１箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は事業区分に関係なく１箇所とみなすことができる。 |

 |  |
| **改正後** | **改正前** |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | (2)リカバリー事業　 | 森の工場における基幹的な役割が期待される作業道等について、災害等により機能が損なわれている箇所の復旧、補修等 | ア　木材運搬用作業道として基幹的な役割を期待することができるものであること。イ　森の工場内にある既設の作業道であること。ウ　木材運送用に供する上記イに連絡した下方道であること。エ　既設道を管理している補助事業者とは別の管理主体がある場合は管理主体及び関係者等の書面による同意があるもの。 |
|  |  | 復旧及び補修 | トラック運搬等による長期間利用に対応するための路体の復旧及び補修 | ア　単なる維持管理的な補修でないこと。イ　１箇所の補助金額が10万円以上であること。ただし、近接する場合は、事業区分に関係なく１箇所とみなすことができる。 |

別表第３補助対象経費及び範囲１　事業費の構成別表第１の改修及び補強並びに復旧及び補修に係る補助対象事業費の構成は、次のとおりとする。ただし、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合は、補助事業に係る消費税相当額は補助対象外経費とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (１)　直営施工の場合 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 資材費 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 労務費 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 保険料 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 本工事費 |  |  | 労務者輸送費 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 運搬費（積み上げ） |
|  |  |  |  |  |  |
| 事業費 |  |  |  |  |  | 機械損料 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 準備費（定率） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 工事雑費及び事務雑費 |
|  |  |  |

 |  |
| **改正後** | **改正前** |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (２)　請負施工の場合 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 資材費 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 直接工事費 |  |  | 労務費 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 請負費 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 工事原価 |  |  |  |  |  | 機械損料 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 工事価格 |  |  |  |  |  |  |  |  | 運搬費（積み上げ） |  |
|  |  |  | 本工事費 |  |  |  |  |  |  |  | 間接工事費 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 準備費（定率） |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 諸経費(定率) |  |  |  |  |  |  |
|  事業費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 消費税相当額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 工事雑費及び事務雑費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２　経費の積算(１)　コンクリート路面工及び路盤工（敷き砂利）以外の経費の積算は、次により行うものとする。ア　直営施工の場合本工事費のうち準備費を除く経費については、積み上げにより積算するものとする。イ　請負施工の場合直接工事費の積算は、原則として高知県造林補助事業における標準単価表、及び治山林道必携（設計積算編）等を用いて積算するものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。３　設計書の作成別表第２の改修及び補強並びに復旧及び補修については出来高設計書を作成するものとする。４　対象経費について事業における対象経費は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる経費 | 対象範囲 | 証拠書類 |
| ①資材費 | 工事の施工に直接必要な資材費（丸太、コンクリート、ふとん篭等）、燃料費（建設機械等の燃料）、工事用消耗品及びこれらの運賃、荷造り等に要する費用、リース料、委託料等 | 納品書、請求書、支払関係書類、契約書等 |
| ②労務費 | 工事の施工に直接必要な労務者等に支払う賃金 | 賃金台帳、出役簿等（氏名、作業日及び作業内容）及び支払が確認することができる書類 |
| ③保険料 | 工事の施工に直接必要な賃金に対応する事業者負担保険料（労災、雇用保険、健康保険、厚生年金、林退共等） | 支払額及び保険料率が確認することができる書類 |
| ④労務者輸送費 | 労務者輸送に必要な車両の燃料費、損料等 | 損料は⑥を参照すること、燃料は請求書、支払関係書類等 |

 |  |
| **改正後** | **改正前** |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑤運搬費 | 工事の施工に必要な機械器具、車両の運搬及び現場内の移動に要する費用（運賃等） | 請求書、支払関係書類等 |
| ⑥機械損料 | 事業の実行に必要な機械の使用に要する経費とし、その算定は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。ただし、国庫補助及び県補助により導入した建設機械等の減価償却費は、取得価格から補助金額を控除した額を基礎価格とし、耐用年数が経過したものは、減価償却費を計上しない。 | 機械の諸元及び能力が分かる書類の写し又は写真、取得価格及び償却額、補助金により導入したものについては補助金額が確認することができる固定資産台帳等 |
| ⑦準備費 | 工事に必要な準備、跡片付け、伐開、除根等に要する経費適用する準備費（定率）

|  |
| --- |
| 対象額 |
| 300万円以下 | 300万円を越え5億円以下 | 5億円超 |
| 下記の率とする。 | 変数値は、下記による。 | 下記の率とする。 |
| Ａ | ｂ |
| 7.11％ | 727.4 | -0.3103 | 1.45％ |

対象額(Ｐ)：直営施工の場合本工事費のうち運搬費を除いた額　　　　　　請負施工の場合直接工事費 |  |
|  | 算定式Ｊｒ＝Ａ・Ｐｂただし、Ｊｒ：準備費率（％）Ｐ：対象額（円）Ａ･ｂ：変数値注　Ｊｒの値は小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。 |
| ⑧諸経費 | 対象経費：労務者輸送費、現場管理費、一般管理費等とし、工事原価に対し次に定める率を乗じて計算する。ただし、当該算出された額がその前段階において算出される最高額を下回るときは、当該最高額の範囲内で増額することができるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事原価（万円） | 率(％) |  | 工事原価（万円） | 率(％) |
| 100 | 以下 | 　 | 　 | 43.5  | 　 | 1,700 | を超え | 1,800 | 以下 | 9.0  |
| 100 | を超え | 200 | 以下 | 29.8  | 　 | 1,800 | 〃 | 1,900 | 〃 | 8.7  |
| 200 | 〃 | 300 | 〃 | 23.9  | 　 | 1,900 | 〃 | 2,000 | 〃 | 8.5  |
| 300 | 〃 | 400 | 〃 | 20.4  | 　 | 2,000 | 〃 | 2,100 | 〃 | 8.2  |
| 400 | 〃 | 500 | 〃 | 18.1  | 　 | 2,100 | 〃 | 2,200 | 〃 | 8.0  |
| 500 | 〃 | 600 | 〃 | 16.3  | 　 | 2,200 | 〃 | 2,300 | 〃 | 7.8  |
| 600 | 〃 | 700 | 〃 | 15.0  | 　 | 2,300 | 〃 | 2,400 | 〃 | 7.7  |
| 700 | 〃 | 800 | 〃 | 14.0  | 　 | 2,400 | 〃 | 2,500 | 〃 | 7.5  |
| 800 | 〃 | 900 | 〃 | 13.1  | 　 | 2,500 | 〃 | 2,600 | 〃 | 7.3  |
| 900 | 〃 | 1,000 | 〃 | 12.1  | 　 | 2,600 | 〃 | 2,700 | 〃 | 7.2  |
| 1,000 | 〃 | 1,100 | 〃 | 11.7  | 　 | 2,700 | 〃 | 2,800 | 〃 | 7.0  |
| 1,100 | 〃 | 1,200 | 〃 | 11.2  | 　 | 2,800 | 〃 | 2,900 | 〃 | 6.9  |
| 1,200 | 〃 | 1,300 | 〃 | 10.7  | 　 | 2,900 | 〃 | 3,000 | 〃 | 6.8  |
| 1,300 | 〃 | 1,400 | 〃 | 10.3  | 　 | 3,000 | を超える額は一般式による |
| 1,400 | 〃 | 1,500 | 〃 | 9.9  | 　 | 一般式ｙ＝82450x-0.5463 |
| 1,500 | 〃 | 1,600 | 〃 | 9.6  | 　 |
| 1,600 | 〃 | 1,700 | 〃 | 9.3  | 　 |

※ただし書による諸経費適用の例工事原価が「3,158,000円」となった場合の適用・諸経費率20.4％となり　　3,158,000円×20.4％＝644,232円・前段階の諸経費額　3,000,000円×23.9％＝717,000円・717,000円 > 644,232円 となり、諸経費額は 717,000円とすることができる。 |

 |  |
| **改正後** | **改正前** |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ⑨工事雑費及び事務雑費 | 現場等において必要な雑費や事業の実施にかかる人件費等とします。工事雑費及び事務雑費には測量及び試験費を含み、工事雑費及び事務雑費の合計額は本工事費の7.3ﾊﾟｰｾﾝﾄ以内とする。工事雑費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費の種類 | 内　　　　　容 |
| 報酬 | 用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務に限る |
| 賃金 | 日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金 |
| 共済費 | 賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料 |
| 報償費 | 用地買収及び補償における立会人の謝金等 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費 |
| 役務費 | 通信運搬費､手数料､筆耕翻訳料､自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税 |
| 委託料 | 登記事務、測量等の委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 自動車､会議用会場､駐車場､物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料 |
| 備品購入費 | 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具 |

事務雑費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費の種類 | 内　　　　　容 |
| 給料･手当･共済費 | 事業に直接従事する職員の給料、職員手当等並びに共済組合負担金及び保険料 |
| 賃金 | 日々雇用者並びに事務及び技術補助員（臨時職員）に対する賃金 |
| 共済費 | 賃金の支弁者にかかる事業主負担の保険料 |
| 報償費 | 調査、試験、研究及び研修の講師を委嘱された者に対する謝金等 |
| 旅費 | 事業施行のため直接必要な旅費 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、食料費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費 |
| 役務費 | 通信運搬費､手数料､筆耕翻訳料､自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税 |
| 委託料 | 登記事務、測量等の委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 自動車､会議用会場､駐車場､物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料 |
| 備品購入費 | 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具 |

 |

別表第４　（第７条－第９条関係）１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は | 別表第２　（第５条－第７条関係）１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は |
| **改正後** | **改正前** |
| 関与したとき。８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 | 関与したとき。８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 別記第１号様式（第６条関係）第 　　　号 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　年　　月　　日）　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付申請書高知県補助金等交付規則第３条及び高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金　　　　　　　　円を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　事業の内容及び経費の配分（１）総括

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業費 | 負担区分 | 備 考 |
| 県補助金 | 補助事業者負 担 金 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 林内路網アップグレード事業　計 |  |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |
| コンクリート路面工 |  |  |  |  |  |
| 路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |  |
| 改修・補強 |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |  |

（２）事業計画書　　　別添のとおり（別紙） | 別記第１号様式（第４条関係）第 　　　号平成 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　年　　月　　日）平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付申請書高知県補助金等交付規則第３条及び高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　　　　　円を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。記１　事業の目的２　事業の内容及び経費の配分（１）総括

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業費 | 負担区分 | 備 考 |
| 県補助金 | 補助事業者負 担 金 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 林内路網アップグレード事業　計 |  |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |
| コンクリート路面工 |  |  |  |  |  |
| 路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |  |
| 改修・補強 |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |  |

 |
| **改正後** | **改正前** |
| ３　事業完了予定年月日　　　　　　　年　　月　　日４　収支予算（１）収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　 算　 額 | 備　　　 考 |
| 県補助金 |  |  |
| 補助事業者負担金 |  |  |
| その他 |  |  |

（２）支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　 算　 額 | 備　　　 考 |
| 事業費 |  |  |
| 本工事費 |  |  |
| 工事雑費等 |  |  |
|  |  |  |

 | ３　事業完了予定年月日　　　平成　　年　　月　　日４　収支予算（１）収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　 算　 額 | 備　　　 考 |
| 県補助金 |  |  |
| 補助事業者負担金 |  |  |
| その他 |  |  |

（２）支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　 算　 額 | 備　　　 考 |
| 事業費 |  |  |
| 本工事費 |  |  |
| 工事雑費等 |  |  |
|  |  |  |

 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第２号様式（第10条関係）第　　　　　号年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所　　　　　　　　　　　　　団　体　名　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金変更承認申請書　　　　　　　年　月　日付け高知県指令　　　第　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。記１　変更の理由２　変更の内容(注)　別記第１号様式の２の項から４の項までに準じて作成し、変更前と変更後とを対照比較することができるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。 | 第２号様式（第８条関係）第　　　　　号平成 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金変更承認申請書　　　　　　平成　年　月　日付け高知県指令　　　第　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えて変更承認を申請します。記１　変更の理由２　変更の内容(注)　別記第１号様式の２の項から４の項までに準じて作成し、変更前と変更後とを対照比較することができるように変更前を括弧書きで上段に記入してください。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 別紙事業(変更)計画書　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 市　町　村　名 |  |
| 補助事業者名 |  |

　　　　　　　　添付資料　　　　　　　　　　①　事業位置図（２万５千分の１又は５万分の１）　　　　　　　　　　②　事業実施区域図（５千分の１の施業図）　　　　　　　　　　　　（事業対象路線、既設道及び利用区域を図示したもの）　　　　　　　　　　③　現況写真（林内路網アップグレード事業の必要性を確認することができる状況写真）　　　　　　　　　　④　事業費積算の根拠となるもの　　　　　　　　　　⑤　その他必要なもの　　　　　　　　　　　　　林内路網アップグレード事業において既設道を管理している管理主体がある場合は、　　　　　　　　　　　　管理主体の同意書及び関係者の同意書※　変更の場合は、２段書き（上段：変更前、下段：変更後）としてください。 |  |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |
| **改正後** | **改正前** |
| 第３号様式（第11条関係）第 　　　号 年　月　日高知県知事　　　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　年度高知県林内路網アップグレード事業費遂行状況報告書　このことについて、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。 記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 森の工場名 | 路線名 | 工種又は区分 | 計画 | 出来高 | 進捗率(B)/(A) |
| 事業量 | 事業費(A) | 事業量 | 事業費(B) |
|  |  |  |  |  | 円 |  | 円 | ％ |
| 林内路網ｱｯﾌﾟｸﾞﾚｰﾄﾞ事業　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| コンクリート路面工 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 改修・補強 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注)　１　別記第１号様式の２の項の(２) 「事業計画書」の注意書きを参考にしてください。　　　２　進捗率のパーセントは、整数止め（端数を切り上げる。）としてください。 | 第３号様式（第９条関係）第 　　　号平成 年　月　日高知県知事　　　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費遂行状況報告書　このことについて、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。 記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 森の工場名 | 路線名 | 工種又は区分 | 計画 | 出来高 | 進捗率(B)/(A) |
| 事業量 | 事業費(A) | 事業量 | 事業費(B) |
|  |  |  |  |  | 円 |  | 円 | ％ |
| 林内路網ｱｯﾌﾟｸﾞﾚｰﾄﾞ事業　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| コンクリート路面工 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 改修・補強 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注)　１　別記第１号様式の２の項の(２) 「事業計画」の注意書きを参考にしてください。　　　２　進捗率のパーセントは、整数止め（端数を切り上げる。）としてください。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第４号様式（第12条関係）第　　　　　号 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付決定前着手届　　　　　　下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。記１　事業計画書（別紙のとおり）　(注)　別紙は、別記第１号様式の２の項（２）事業計画書の様式を準用して作成してください。２　補助予定金額　３　事業着手予定年月日　　　　　　　　年　　月　　日　４　事業完了予定年月日　　　　　　　　年　　月　　日　５　交付の決定前の着手を必要とする理由条件　　１　補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した　　　事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとすること。　　２　補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。　　３　当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において　　　は、変　　　更承認申請を行わないこと。 | 第４号様式（第10条関係）第　　　　　号平成 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付決定前着手届　　　　　　下記の計画に基づく当該事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。記１　事業計画書（別紙のとおり）　(注)　別紙は、別記第１号様式の２の項（２）事業計画の様式を準用して作成してください。２　補助予定金額　３　事業着手予定年月日　　　　平成　　年　　月　　日　４　事業完了予定年月日　　　　平成　　年　　月　　日　５　交付の決定前の着手を必要とする理由条件　　１　補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した　　　事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとすること。　　２　補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。　　３　当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において　　　は、計画変更を行わないこと。 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第５号様式（第13条関係）　　　　　　　　　　第 　　　 号 年 月　日高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金実績報告書　　　　　　　年　月　日付け高知県指令　　　第　　　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり完了しましたので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第13条第１項の規定により、関係書類を添えて報告します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記１　事業の実績(注)　別記第１号様式の２の項に同じとし、（２）事業計画書は事業実績の数量を記載してください。２　事業完了年月日３　収支精算（１）収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 精算額 | 差引き増減 | 備　 考 |
| 県補助金 |  |  |  |  |
| 事業主体負担金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |

（２）支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 精算額 | 差引き増減 | 備 　考 |
| 事業費 |  |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |  |
| 工事雑費等 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 | 第５号様式（第11条関係）　　　　　　　　　　第 　　　 号平成 年 月　日高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金実績報告書　　　　　　平成　年　月　日付け高知県指令　　　第　　　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました事業について、下記のとおり完了しましたので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第11条第１項の規定により、関係書類を添えて報告します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記１　事業の実績(注)　別記第１号様式の２の項に同じとし、（２）事業計画は事業実績としてください。２　事業完了年月日３　収支精算（１）収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 精算額 | 差引き増減 | 備　 考 |
| 県補助金 |  |  |  |  |
| 事業主体負担金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |

（２）支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額 | 精算額 | 差引き増減 | 備 　考 |
| 事業費 |  |  |  |  |
| 工事費 |  |  |  |  |
| 工事雑費等 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 |
| **改正後** | **改正前** |
| （３）県補助金精算 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 県補助金交付決定額 | 精算事業費総　　　額 | 県補助率 | 精算補助金額 |
| 林内路網アップグレード事業 計 |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |
|  コンクリート路面工 |  |  |  |  |
|  路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |
|  改修・補強 |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |

(注)　グレードアップ事業の定額分は、コンクリート路面工及び路盤工（敷き砂利）の合計額を記入してください。４　送金先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |

５　その他添付書類① 積算根拠若しくは設計書（知事が別に定めるもの）② 事業位置図　２万５千分の１又は５万分の１③ 事業実施区域図　 ５千分の１の施業図（森の工場位置、事業対象路線、施工位置及び施業実施計画箇所を図示したもの）④ 完成写真（施工前と施工後とを比較することができるもの）⑤ その他 | （３）県補助金精算 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 県補助金交付決定額 | 精算事業費総　　　額 | 県補助率 | 精算補助金額 |
| 林内路網アップグレード事業 計 |  |  |  |  |
| グレードアップ事業 |  |  |  |  |
|  コンクリート路面工 |  |  |  |  |
|  路盤工（敷き砂利） |  |  |  |  |
|  改修・補強 |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |
| 復旧・補修 |  |  |  |  |

(注)　グレードアップ事業の定額分は、コンクリート路面工及び路盤工（敷き砂利）の合計額を記入してください。４　送金先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |

５　その他添付書類① 積算根拠若しくは設計書（知事が別に定めるもの）② 事業位置図　２万５千分の１又は５万分の１③ 事業実施区域図　 ５千分の１の施業図（森の工場位置、事業対象路線、施工位置及び施業実施計画箇所を図示したもの）④ 完成写真（施工前と施工後とを比較することができるもの）⑤ その他 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第６号様式（第14条関係）第 　　　号 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印概 算 払 請 求 書　年　月　日付け高知県指令　　　第　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました　　　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金について、第 　四半期分として下記により概算払によって交付されたく請求します。記１　事業の内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 事業費 | 補　助　金交付決定額 | 既 受 領補助金額 | 今　　回請 求 額 |  月 　日ま　で　の予定出来高 | 補助金残額 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (A)-(B)-(C) |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 林内路網ｱｯﾌﾟｸﾞﾚｰﾄﾞ事業 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　ｺﾝｸﾘｰﾄ路面工 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　路盤工(敷き砂利) |  |  |  |  |  |  |  |
|  改修・補強 |  |  |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |  |  |
|  復旧・補修　　 |  |  |  |  |  |  |  |

(注)　１　グレードアップ事業の定額分は、コンクリート路面工及び路盤工（敷き砂利）の合計額を記入してください。２　別記第３号様式による事業遂行状況報告書を添えてください。２　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |

 | 第６号様式（第12条関係）第 　　　号 平成 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印概 算 払 請 求 書平成　年　月　日付け高知県指令　　　第　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました平成　　年度高知県林内路網アップグレード事業費補助金について、第 　四半期分として下記により概算払によって交付されたく請求します。記１　事業の内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 事業費 | 補　助　金交付決定額 | 既 受 領補助金額 | 今　　回請 求 額 |  月 　日ま　で　の予定出来高 | 補助金残額 | 備考 |
| (A) | (B) | (C) | (A)-(B)-(C) |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 林内路網ｱｯﾌﾟｸﾞﾚｰﾄﾞ事業 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　グレードアップ事業 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　ｺﾝｸﾘｰﾄ路面工 |  |  |  |  |  |  |  |
| 　路盤工(敷き砂利) |  |  |  |  |  |  |  |
|  改修・補強 |  |  |  |  |  |  |  |
| リカバリー事業 |  |  |  |  |  |  |  |
|  復旧・補修　　 |  |  |  |  |  |  |  |

(注)　１　グレードアップ事業の定額分は、コンクリート路面工及び路盤工（敷き砂利）の合計額を記入してください。２　別記第３号様式による事業遂行状況報告書を添えてください。２　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 預金種類 | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |

 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第７号様式（第15条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　 　号　 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印  　　　 年度高知県林内路網アップグレード事業費 補助金に係る消費税控除仕入税額等報告書　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました補助金について、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第15条第３項の規定により、下記のとおり報告します。記１　高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額　　　（　　　年　月　日付け高知県指令第　号による補助金交付決定額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円２　実績報告時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円４　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円 | 第７号様式（第13条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　 　号　平成 年　月　日　高知県知事　　　　　　　　様住　　　所団　体　名代表者氏名　　　　　　　　　　　　印  平成　 年度高知県林内路網アップグレード事業費 補助金に係る消費税控除仕入税額等報告書平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　　号で補助金の交付の決定通知（又は補助金の変更交付の決定通知）がありました補助金について、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第13条第３項の規定により、下記のとおり報告します。記１　高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額　　　（平成　年　月　日付け高知県指令第　号による補助金交付決定額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円２　実績報告時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円４　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円 |
| **改正後** | **改正前** |
| 第８号様式（第９条関係）第　　　号　　　　年　月　日　高知県知事様事業実施主体　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業体名称　　　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　印　　　　　 年度高知県林内路網アップグレード事業完成予定年月日の延期届 年 月 日付け高知県指令　 第　　　号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更交付の決定通知）のありました事業について、下記のとおり事業完成予定年月日を延期したいので、高知県林内路網アップグレード事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。記１　延期の理由２　事業変更計画書別添のとおり(注)　別紙は、当初申請した際の事業計画書の様式を準用し、「事業計画書」を「事業変更計画書」に置き換え、変更前を上段に、変更後を下段に記入してください。３　変更後の事業完成予定年月日　　年　　月　　日４　添付書類等　　　(注)　延期の必要性が確認することができる資料、写真等を添付してください。 |  |